雲浮ぶ波音高き岸の辺に菫咲くなり春を迎へて　召人　堤　清二

いのちありてふたたびドナウ源流の岸べをゆきし旅をしぞ思ふ　選者　岡井　隆

かはらざりし北上川に花びらが岸のほとりの早瀬を走る　選者　篠　弘

なほ朽ちぬこころざしありふるさとの岸辺に佇る甲州百目　選者　三枝昂之

舫ひ解けて静かに岸を離れゆく舟あり人に恋ひつつあれば　選者　永田和宏

源は雲立てる山ゆつくりと流るる川の岸辺をあゆむ　選者　内藤　明

選歌（詠進者生年月日順）

いわきより北くと向かふ日を待ちて常磐線は海岸を行く　茨城県　寺門龍一

対岸の街の明かりのほの見えて隠岐の入り江の静かなる夜　埼玉県　佐藤洋子

相馬市の海岸近くの避難所に吾子ゐるを知り三日眠れず　奈良県　山崎孝次郎

ほのぼのと河岸段丘に朝日さしメガソーラーはがやき始む　長野県　小林勝人

しほとんぼ追うて岸辺をかける子らつういつういと空はさびしい　大阪府　山地あい子

春浅き海岸に咲く菜の花を介護のバスが一回りせり　千葉県　宮野俊洋

子らは沿み岸辺に牛が草を食（は）むそこの我らが地雷処理跡　カンボジア都国　渡邉榮樹

とび石の亀の甲羅を踏みわたる対岸にながく夫を待たせて　京都府　大石悦子

巻き戻すことのできない現実がずっしり重き海岸通り　福島県　澤邊裕栄子

岸辺から手を振る君に振りかくすけれど夕日で君がみえない　大阪府　伊藤可奈

官庁発表

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年１月16日

関東地方整備局長　下保　修

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	那須塩原市大原間字前後261番15から那須塩原市東小屋字後ヒ山446番12までの上下線

国家試験

平成23年航空工場検査員国家試験合格者

航空機製造事業法施行令（昭和27年政令第341号）第３条の規定に基づき平成23年10月13日及び14日に実施した平成23年航空工場検査員国家試験の合格者の受験番号を次のとおり告示する。

平成24年１月16日

経済産業大臣　枝野　幸男

１．航空機
101013　101015　101025　101029　101033
101040　101046　101050　101055　101060
101070　101086

２．航空機用原動機
102012　102014　102015　102019　102022
102025　102030　102041　102042　102045
102047　102048　102050　102054　102055
102059　102064　102065　102072　102073
102077　102093　102094　102096　102110
102119　102122　102123　102124

３．航空機用プロペラ
103002　103005　103006

４．回転翼
104005　104007　104014　104017　104021
104022

５．降着装置
105007　105010　105013　105018　105022
105026　105029

６．発電機
106001　106009　106010

７．空気調和装置用機器
107001　107002　107004　107005　107006
107011　107013　107016　107017　107018

８．飛行指示制御装置
108004　108011　108013　108014

９．統合表示装置
109002　109014

10．航法用電子計算機
110007　110010　110012　110013　110035

11．レーザージャイロ装置
111003

12．回転翼航空機用トランスミッション
112008　112011

13．ガスタービン発動機制御装置
113001　113002　113004　113005　113009
113012　113016　113021

合格者数　92名

公告

諸事項

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成24年１月16日

経済産業大臣　枝野　幸男

名称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ファミリー丸光	長野県諏訪市諏訪１―７―20	友第3025号	平成23年12月15日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成24年１月16日

関東経済産業局長　照井　恵光

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成24年３月16日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成24年３月16日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。